

平成23年（ワ）第40981号 損害賠償請求事件
東京地方裁判所民事第2部G係 御中

市民とともに景観を守ろうとした 元国立市長個人に対する 賠償を認めない判決を求める要望書

1999年5月から2007年4月まで国立市長を2期務めた上原公子さんが、国立市から、3,123万9,726円及びこれに対する2008年3月28日から支払済みまで年5分の遅延損害金を支払うよう裁判で求められています。

上原さんは、当時の国立市長として、国立市の大学通りの景観と調和しない高層マンション建築問題について、地権者や市民、国立市議会、国立市の審議会の意向を受けて対応してきました。にもかかわらず、「上原さん個人に違法、重大な過失がある」と、よりによって、ともにこの問題に当たってきた国立市から訴えられています。

この高層マンション建築問題は、国立市から業者に支払われた損害賠償金と同額の金額を、業者が国立市に寄付したことによって決着しています。

当時「市長」としてこの問題に取り組んできた上原さんに、個人的に賠償金を支払わせることは、国立市の景観を守ってきた住民の歴史を無きものにし、住民自治を否定することになります。

よって、私たちは、貴裁判所が上原公子さんに対する国立市の損害賠償請求をすべて棄却する判決を出されるよう、要望いたします。

お名前	ご住所

[署名の送付先および問い合わせ先] 第一次〆切り：2013年6月10日

くにたち大学通り景観市民の会

〒186-0002 東京都国立市東3-6-2 佐々木茂樹

電話/FAX 042-573-2728